4　署名者
日　本　側　池田博次在マラウイ臨時代理大使
マラウイ側　ゴダール・エドワード・ゴンドウェ財務・経済計画・開発大臣
平成二十九年七月十日
外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年七月十日
農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字墓ケ谷一の二・二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年七月十日
農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県大飯郡おおい町石山四八字大谷一の七〇から一の七八まで、四九字大畑一の一六から一の二〇まで、五〇字樋木谷一の一、一の一四、一の二九から一の三一まで、五一字上下平畑一の六六、一の六九、一の七一、一の七三、一の七四、一の七六、一の七七、一の七九、一の八一から一の八四まで、一の八六
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年七月十日
農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県大飯郡おおい町石山四八字大谷一の八、一の二八、一の二九、一の六九、四九字大畑一の一二から一の一五まで、五一字上下平畑一の一四、一の一九、一の三四、一の四三、一の四五から一の四七まで、一の四九、一の五〇、一の六二、名田庄奥坂本五六号登リ尾五の一一、五の一二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年七月十日
農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年七月十日
農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県大沼郡金山町大字中川字前林一〇九六の六（次の図に示す部分に限る。）、三七九の二から三七九の四まで、字根岸一〇八六の四、字下居平一五七六の三（次の図に示す部分に限る。）、一五七八の五、一五七八の六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年七月十日
農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県相馬郡新地町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　潮害の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年七月十日
農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県西白河郡西郷村大字鶴生字由井ケ原二七三の五（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年七月十日
農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　潮害の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年七月十日
農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県岩手郡岩手町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び岩手町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年七月十日
農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県むつ市・下北郡佐井村（以上一市一村国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁並びにむつ市役所及び佐井村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年七月十日
農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県五所川原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年七月十日
農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県五所川原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　土地改良事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十九年七月十日
農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町上田四一二五の五、四一二六の四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため